

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2034年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を60%以上にすること

女性社員・・・取得率を100%にすること

<対策>

- 2025年4月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：2026年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人あたり年間8.0時間未満とする。

<対策>

- 2025年4月～所定外労働の原因の分析等を行う
- 2025年4月～各部署における問題点の検討及び研修の実施

2025年3月31日策定

社会医療法人財団聖フランシスコ会